

令和5年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 募集人員

募集人員は、別に告示する「令和5年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

(1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和5年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜（自己推薦方式、スポーツ推薦方式の2方式を指す。以下同じ。）、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）による。

(1) 推薦入学者選抜

① 各高等学校の自己推薦方式の募集人員の割合は、10%から50%までの範囲内で各高等学校長が定める。

② 各高等学校のスポーツ推薦方式の募集人員は別に定める。

③ 選抜は、学力検査、適性検査、自己推薦書及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

④ 学力検査は、各高等学校が3教科（国語、数学、英語）以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

⑤ 適性検査は、各高等学校の特色に応じて各高等学校長が定める。なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

⑥ 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の詳細については、別に定める。

(2) 一般入学者選抜

- ① 選抜は、学力検査、面接及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。
- ③ 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に対応するため、選抜追検査を実施する。

(3) 二次募集入学者選抜

- ① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。
- ② 検査内容等選抜に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(4) 連携型入学者選抜

- ① 選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。
- ② 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、調査書及び中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。
- ③ 学力検査は、高等学校が3教科（国語、数学、英語）以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。
なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。
- ④ 適性検査は、高等学校の特色に応じて高等学校長が定める。
なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

(5) 日程

- ① 推薦入学者選抜・連携型入学者選抜

ア 選抜検査	令和5年2月2日（木）
イ 合格内定通知	令和5年2月13日（月）
ウ 合格者発表	令和5年3月17日（金）
- ② 一般入学者選抜

ア 選抜検査	令和5年3月7日（火） 及び3月8日（水）
イ 合格者発表	令和5年3月17日（金）
ウ 選抜追検査	令和5年3月23日（木）
エ 選抜追検査合格者発表	令和5年3月24日（金）
- ③ 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査	令和5年3月23日（木）
イ 合格者発表	令和5年3月24日（金）

6 通信制課程の入学者の選抜

- (1) 選抜は、面接、作文及びその他必要な書類等により行う。
- (2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。検査内容等選抜に関する

る詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

① 入学者選抜

ア 選抜検査 令和5年3月27日(月)

イ 合格者発表 令和5年3月29日(水)

② 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和5年4月5日(水)

イ 合格者発表 令和5年4月7日(金)

7 その他

(1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。

(2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。

(3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。